

資料 13 災害時団体救援協定書

災害時団体救援協定書 (災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬)

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬に関して、大阪府（以下「甲」という。）が大阪府衛生管理協同組合（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(支援協力の要請手続き)

第2条 甲は、被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）から災害し尿等の収集運搬について協力要請があるときは、乙に支援協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲の求めがあったときは、特別の理由がない限り、甲に対し支援出動させなければならない。

(被災市町村との協議等)

第3条 乙は、支援協力の内容、方法等については、被災市町村と協議し、市町村の指示に基づいて行うものとする。

(経費負担)

第4条 支援協力は無償で行うものとし、乙は甲に支援協力に要する経費負担を一切求めないものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定の取扱窓口は、甲においては大阪府健康福祉部環境衛生課、乙においては大阪府衛生管理協同組合事務局とする。

(その他)

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成16年8月30日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする

平成16年8月30日

甲 大阪府
知事 齊藤房江

乙 大阪府衛生管理協同組合
理事長 藤野静男